

特別会計・水道事業会計決算

特別会計

会計別	歳 入	歳 出
国民健康保険	53億1,767万円	50億200万円
	平成22年度の平均加入世帯数は7,662世帯、平均被保険者数は15,647人で、21年度に比べて115世帯、478人の減少となっています。 被保険者が減少する中、平成22年4月から診療報酬の改定（全体で0.19%引き上げ）の影響もあり、増え続ける医療費を賄うため、22年度では国保税率の引き上げによる財源確保を行いました。 一方で、医療費自体を抑えるために、特定健診や特定保健指導、人間ドックなどの保健事業も継続的に実施しました。	
老人保健	633万円	633万円
	老人保険制度は、平成20年度から後期高齢者医療制度へ移行しました。 これにより、平成22年度においては、老人保険制度の施行中に生じた医療費の支払いや、過年度の負担金などの精算を行いました。	
後期高齢者医療	3億8,221万円	3億8,183万円
	後期高齢者医療制度は、静岡県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、県全体で運営されています。市の平成22年度平均被保険者数は6,970人で、保険料の徴収や広域連合への保険料納付などを行いました。	
介護保険	35億343万円	34億2,818万円
	平成22年度末の第1号被保険者数は12,158人、介護認定者数は1,977人、前年度比101.9%で年々増加の傾向にあります。 22年度は、第4期介護保険事業計画の2年目であり、計画に基づいて算定された第1号被保険者の保険料や国、県、市の公費などを財源に介護サービスや地域支援事業などを実施し、予算執行率は97.14%でほぼ計画どおりに実施できました。	
土地取得	12万円	12万円
	平成22年度においては、用地の先行取得や一般会計による買い戻しもなく、基金より生じた利息の積み立てのみを行いました。	
農業集落排水事業	1,199万円	1,172万円
	笠名地区の下水道事業では、現在64戸が汚水処理施設を使用しており、施設の維持管理や修繕などのほか、施設整備のために借り入れた起債の返済を行いました。	

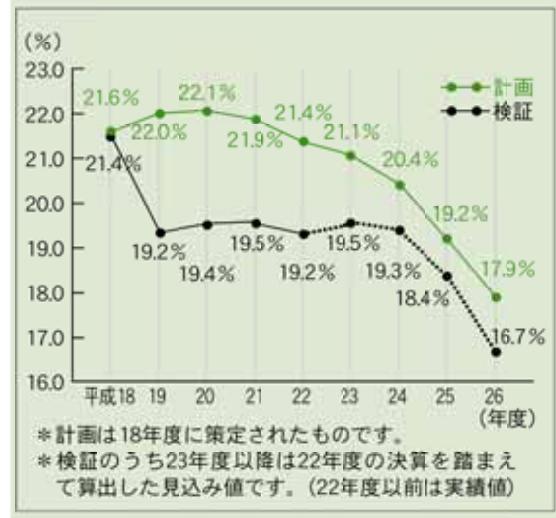
水道事業会計

	収 入	支 出
収益的収支（税抜金額）	9億5,123万円	9億7,063万円
資本的収支（税込金額）	1億5,163万円	3億3,735万円

■健全化判断比率		上段：H22決算 下段：H21決算			
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	— (—)	— (—)		19.2% (19.5%)	107.3% (141.60%)
早期健全化基準	13.03% (13.06%)	18.03% (18.06%)		25.0% (25.0%)	350.0% (350.0%)
財政再生基準	20.00% (20.00%)	35.00% (40.00%)		35.0% (35.0%)	

■資金不足比率		上段：H22決算 下段：H21決算
特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化比率
農業集落排水事業特別会計	— (一)	20.00% (20.00%)
水道事業会計	— (一)	20.00% (20.00%)

■実質公債比率の推移



市債・財政調整基金残高

用語説明	実質赤字比率 普通会計（一般会計・土地取得特別会計）の赤字の割合
連結実質赤字比率 市の会計全体の赤字の割合	実質公債費比率 市が1年間に自由に使えるお金に対し、市が負担すべき借金などの返済の割合
将来負担比率 市が1年間に自由に使えるお金に対し、将来、市が負担すべき借金などの割合	資金不足比率 事業規模に対する資金不足額の割合

健全化基準をクリア

平成22年度決算における本市の健全化判断比率および資金不足比率は、別表のとおりです。

実質赤字比率と連結実質赤字比率については、市の一般会計や特別会計において、22年度決算が赤字になつた会計がなかつたため、21年度決算同様、算出されませんでした。

実質公債費比率については、 $19 \cdot 2\%$ で前年度比、 $0 \cdot 3$ ボイント改善しました。要因としては、前年度に比べて交付税の算入率が高い市債の償

還が始まり、それに伴い財源充当できる額が増えたためです。

将来負担比率については、107・3%で前年度比34・3ポイント改善が図られました。これは、市債の償還額などに充当可能な基金の積立額が増えたことと、交付税の算入率の高い市債の借り入れが多くなったことが要因となります。

いずれの4つの指標も早期健全化基準に達してはいませんので、健全化法に基づく財政健全化計画の策定は不要であり、市債の種類による借り入れ制限はありません。

また、公営事業に区分される農業集落排水事業と水道事業については、資金不足比率

といわれる比率を算出することとなっています。

こちらも、21年度決算と同様に算出されませんでしたので、経営健全化計画の策定は不要となっています。

適正化計画の検証

公債費負担適正化計画は、実質公債費比率が18%以上の団体が策定することになります。18%以上の場合は、市債の借り入れに知事の許可が必要となります。

市では、18年度に策定した計画を基に市債の借り入れや返済を行い、その状況を毎年度検証することで、財政の健全部化を図っています。

22年度も21年度の決算や今後の事業計画などを踏まえ、

検証と見直しを実施しました。
実質公債費比率の高い主な
要因は市債のほかに、農道、
かんがい用水施設、区画整理
などといった牧之原畠地帯總
合整備事業（畠總）に対する
借入金の返済と、棟原總合病
院建設費の償還などの負担金
が多いのです。実質公債費
比率19・2%のうち、それぞ
れ5%、2・3%を占め、大
きな影響を及ぼしています。
ただし、畠總の返済金は24
年度以降大幅に減少していく
ことから、26年度決算では計
画どおり18%を下回る予定で
す。

建設事業の一部を翌年度へ繰り越したことなどにより、5億2973万円減少し、再び200億円を下回り、198億3093万円となりました。財政調整基金の残高は、11億3575万円増額の22億8492万円となりました。これは、普通交付税が前年度に比べて、6億7413万円の増額となつたことや、市内企業からの寄附金が3億5000万円あつたことから、5億円の取り崩しで済んだためです。

合併直後は、残高が10億円以下という厳しい状況でしたが、地方交付税の増額や寄附金などにより、多少改善することができました。